

兵庫県公報

平成29年9月29日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（文書課）	1
病院局管理規程	
○ 情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程	2
教育委員会規則	
○ 情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	4

公布された法令のあらまし

●情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（規則第36号）

公文書の公開制度の利便性を向上させるため、公文書の公開の方法に電子情報処理組織により写し又は複製物を交付する方法を追加することとし、所要の整備を行うこととした。

●情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第10号）

公文書の公開制度の利便性を向上させるため、公文書の公開の方法に電子情報処理組織により写し又は複製物を交付する方法を追加することとし、所要の整備を行うこととした。

規 則

情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月29日

兵庫県知事 井戸 敏 三

兵庫県規則第36号

情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

情報公開条例施行規則（平成12年兵庫県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「電磁的記録の」を削り、同条第3項中「第1項第1号」を「第2項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定による複製物の交付は、同項の電磁的記録を電子情報処理組織を使用して公開を受けるものの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複製する方法（以下「電子情報処理組織により複製物を交付する方法」という。）により行うことができる。

第9条中第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第15条第1項本文の公文書の写しの交付は、複写機による複写その他の方法により作成した写しを交付する方法のほか、当該文書、図画又は写真（以下「文書等」という。）をスキャナにより読み取って当該文書等に係る電磁的記録を作成することが容易であるときは、当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公開を受けるものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して公開を受けるものの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複製する方法（以下「電子情報処理組織により写しを交付する方法」という。）により行うことができる。

別表1の款中

「

複写機により複写したもの(日本工業)	1枚につき10円(多色刷りにあつて)
--------------------	--------------------

規格A列3番の大きさまでのものに 限る。)	は、40円)
--------------------------	--------

を
「

ア 複写機により複写したもの(日本 工業規格A列3番の大きさまでの ものに限る。)	1枚につき10円(多色刷りにあつて は、40円)
イ 電子情報処理組織により写しを 交付する方法によるもの	当該公文書1件につき200円に1枚 につき10円を加えた額

に改め、同表2の款(3)の項に次のように加える。

オ 電子情報処理組織により複製物 を交付する方法によるもの	当該公文書1件につき200円
----------------------------------	----------------

様式第10号中

「(3) 写しの送付」

を

「(3) 写しの送付

(4) 電子情報処理組織により写しを交付する方法」

に、

「ウ 複製物の送付」

を

「ウ 複製物の送付

エ 電子情報処理組織により複製物を交付する方法」

に、

「2 「公開の実施の方法」の欄は、希望する公開の実施の方法の区分を○で囲んでください。」

を

「2 「公開の実施の方法」の欄は、希望する公開の実施の方法の区分を○で囲んでください。

3 希望する公開の実施の方法が1(4)又は2(2)エの方法である場合には、「備考」の欄に請求者の電子メールアドレスを記入してください。」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の情報公開条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされた公開決定(情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)第10条第1項に規定する公開決定をいう。以下同じ。)に係る公文書の公開の実施について適用し、同日前にされた公開決定に係る公文書の公開の実施については、なお従前の例による。

病院局管理規程

情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成29年9月29日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

兵庫県病院局管理規程第8号

情報公開条例施行規程の一部を改正する管理規程

情報公開条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「電磁的記録の」を削り、同条第3項中「第1項第1号」を「第2項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 前項の規定による複製物の交付は、同項の電磁的記録を電子情報処理組織を使用して公開を受けるものの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複製する方法（以下「電子情報処理組織により複製物を交付する方法」という。）により行うことができる。

第9条中第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第15条第1項本文の公文書の写しの交付は、複写機による複写その他の方法により作成した写しを交付する方法のほか、当該文書、図画又は写真（以下「文書等」という。）をスキャナにより読み取って当該文書等に係る電磁的記録を作成することが容易であるときは、当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電子情報処理組織（管理者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公開を受けるものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して公開を受けるものの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複製する方法（以下「電子情報処理組織により写しを交付する方法」という。）により行うことができる。

別表1の款中

「

複写機により複写したもの（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき10円（多色刷りにあつては、40円）
---------------------------------------	-------------------------

」

を

「

ア 複写機により複写したもの（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき10円（多色刷りにあつては、40円）
イ 電子情報処理組織により写しを交付する方法によるもの	当該公文書1件につき200円に1枚につき10円を加えた額

」

に改め、同表2の款(3)の項に次のように加える。

オ 電子情報処理組織により複製物を交付する方法によるもの	当該公文書1件につき200円
------------------------------	----------------

様式第10号中

「(3) 写しの送付」

を

「(3) 写しの送付

(4) 電子情報処理組織により写しを交付する方法」

に、

「ウ 複製物の送付」

を

「ウ 複製物の送付

エ 電子情報処理組織により複製物を交付する方法」

に、

「2 「公開の実施の方法」の欄は、希望する公開の実施の方法の区分を○で囲んでください。」

を

「2 「公開の実施の方法」の欄は、希望する公開の実施の方法の区分を○で囲んでください。

3 希望する公開の実施の方法が1(4)又は2(2)エの方法である場合には、「備考」の欄に請求者の電子メールアドレスを記入してください。

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の情報公開条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後にされた公開決定（情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第10条第1項に規定する公開決定をいう。以下同じ。）に係る公文書の公開の実施について適用し、同日前にされた公開決定に係る公文書の公開の実施については、なお従前の例による。

教育委員会規則

情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月29日

兵庫県教育委員会

教育長 高井 芳朗

兵庫県教育委員会規則第10号

情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

情報公開条例施行規則（平成12年兵庫県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「電磁的記録の」を削り、同条第3項中「第1項第1号」を「第2項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定による複製物の交付は、同項の電磁的記録を電子情報処理組織を使用して公開を受けるものの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複製する方法（以下「電子情報処理組織により複製物を交付する方法」という。）により行うことができる。

第9条中第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第15条第1項本文の公文書の写しの交付は、複写機による複写その他の方法により作成した写しを交付する方法のほか、当該文書、図画又は写真（以下「文書等」という。）をスキャナにより読み取って当該文書等に係る電磁的記録を作成することが容易であるときは、当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電子情報処理組織（教育委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公開を受けるものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して公開を受けるものの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複製する方法（以下「電子情報処理組織により写しを交付する方法」という。）により行うことができる。

別表1の款中

「

複写機により複写したもの（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき10円（多色刷りにあつては、40円）
---------------------------------------	-------------------------

」

を

「

ア 複写機により複写したもの（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき10円（多色刷りにあつては、40円）
イ 電子情報処理組織により写しを交付する方法によるもの	当該公文書1件につき200円に1枚につき10円を加えた額

」

に改め、同表2の款(3)の項に次のように加える。

オ 電子情報処理組織により複製物を を交付する方法によるもの	当該公文書 1 件につき 200 円
-----------------------------------	--------------------

様式第10号中

「(3) 写しの送付」

を

「(3) 写しの送付

(4) 電子情報処理組織により写しを交付する方法」

に、

「ウ 複製物の送付」

を

「ウ 複製物の送付

エ 電子情報処理組織により複製物を交付する方法」

に、

「2 「公開の実施の方法」の欄は、希望する公開の実施の方法の区分を○で囲んでください。」

を

「2 「公開の実施の方法」の欄は、希望する公開の実施の方法の区分を○で囲んでください。

3 希望する公開の実施の方法が 1 (4) 又は 2 (2) エの方法である場合には、「備考」の欄に請求者の電子メールアドレスを記入してください。」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の情報公開条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされた公開決定（情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第10条第1項に規定する公開決定をいう。以下同じ。）に係る公文書の公開の実施について適用し、同日前にされた公開決定に係る公文書の公開の実施については、なお従前の例による。